

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広葉樹について、伐採～流通～利用に係る県内のサプライチェーンを把握するとともに、公共工事等で伐採された広葉樹を、製材用途の需要者等とマッチングし、製材～乾燥～製品化までの工程を試行する。

これらの取組により、需要側と供給側の情報共有を図り、地域特性に応じたサプライチェーン構築に向けた課題を整理し、広葉樹材の利活用の推進につなげることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 事業予算額

金 11,330 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年6月4日（木） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年6月8日（月） 午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年6月10日（水）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県農林水産局林業課

② 提案書提出期限

令和8年6月12日（金） 午後5時

③ その他

ア 提案書を提出した後、提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式4】を提出すること。なお、提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も同様とする。また、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

イ 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

イ 機密データの保存等に関する申出書【様式2】

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書【様式3】により、電子メールにより提出すること。
《送付先アドレス》nouringyou@pref.hiroshima.lg.jp
件名を「令和8年度里山広葉樹林利活用検討調査業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県農林水産局林業課）へ電話により着信の確認を行うこと。
電話：(082)513-3688（ダイヤルイン）
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局林業課に対してその理由の説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和8年6月18日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和8年6月19日（金）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認める時は、委託料の一部を概算払することができることとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することができる。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、提案者は3年分の事業計画を提案することとするが、本事業の契約は令和8年度に限るものであり、次年度以降における同事業の受注者となる資格を保証するものではない。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 評価基準

(5) 企画提案書作成要領

(6) 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式2】機密データの保存等に関する申出書

【様式3】仕様書等に対する質問書

【様式4】取り下げ願い書

【問い合わせ先】

広島県農林水産局林業課 担当 沖

電話 082-513-3688（ダイヤルイン）